平成２６年（フ）第２８２号
熊本県上天草市大矢野町上6494番地５
債務者　千原　順一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４４号
熊本県合志市上庄1233番地
債務者　青木麻里子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８８号
熊本市中央区八王寺町23番４―205号　県営住宅４棟205
債務者　林　　益雄
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
青森県八戸市根城１丁目34番３号　三浦アパート１号室、前住所青森県八戸市桜ヶ丘４丁目10番16号
債務者　矢崎　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
島根県飯石郡飯南町都加賀344番地
債務者　大給　一也
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４８号
愛知県常滑市千代ケ丘３丁目122番地　ピュアハイツＢ号
債務者　宮本　　学
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４９号
愛知県常滑市千代ケ丘３丁目122番地　ピュアハイツＢ号
債務者　宮本美樹子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４９８号
千葉県松戸市松戸新田316―16―104
債務者　木村　淳子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５３３号
東京都世田谷区奥沢１丁目18―２
債務者　毛利　哲也
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５３４号
東京都中野区本町４丁目５―14―1007
債務者　松ケ迫英雄
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５７２号
千葉県成田市東町240
債務者　大槻　剛史
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５７３号
埼玉県さいたま市大宮区三橋４丁目128　ザ・グレース大宮Ａ―102
債務者　廣澤八重子（旧姓信田）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５７４号
東京都葛飾区東堀切２丁目20―18―102
債務者　依田万貴子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５８３号
東京都江戸川区平井６丁目10―２　風間方
債務者　齋藤　博政
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５８４号
東京都豊島区池袋４丁目28―５―303
債務者　山崎　健太
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５９３号
東京都荒川区南千住１丁目37―２　２Ｆ
債務者　仲澤　秀男
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５９６号
東京都青梅市新町４丁目16―５
債務者　向井　妙子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部